

本よもうねっと MIE 1 周年イベント実施運営業務委託仕様書

この仕様書は、三重県教育委員会（以下「甲」という。）が実施する「本よもうねっと MIE 1 周年イベント実施運営業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、甲が契約する事業者（以下「乙」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

1 委託業務の名称

本よもうねっと MIE 1 周年イベント実施運営業務

2 業務の目的

令和 6 年 10 月 27 日に発足した読書活動推進のためのネットワークである「本よもうねっと MIE」は 1 周年を迎えるにあたり、「本よもうねっと MIE」に参加する個人や団体と連携・協働し、読書気運の醸成や読書環境の醸成をめざす地域イベントとして、本業務を実施する。

3 事業概要

(1) 開催日時

令和 8 年 1 月 10 日（土）から 2 月 15 日（日）までの土曜日、日曜日または休日で 1 日開催とする。なお時間は 10 時から 16 時までとする。

※雨天決行。荒天の場合は中止し、順延は行わないものとする。

(2) 開催場所

アクセスが良く、屋内開催を基本とし、子どもから大人まで幅広い年代の一般県民を呼び込めるような施設

（例 大型商業施設）

(3) 来場対象者

来場者 1,000 人を目標とするとともに以下のような者を対象とすること。

- ・子育てをしている家族や読書に関心のある方
- ・読書活動に取り組んでいる方（地域の読書ボランティアや司書、学校司書等）
- ・子どもから大人まで幅広い年代の一般県民

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

4 委託業務の内容

本イベントの企画運営、会場設営、広報、スケジュール管理をはじめ、本イベントに関わる以下の業務を行う。ただし、次の事項に沿って実施するものとする。

(1) 企画運営業務

ア 企画・運営管理

読書文化を醸成するイベントとし、「2業務の目的」を達成するために適切な会場を確保するとともに、事業効果の検証を行うこと。また、以下(ア)から(エ)の内容を含むこと。

(ア) 読書活動に関わる者による記念講演会又はトークイベント

(イ) 関連したワークショップなど体験型イベント

(ウ) わたしの好きな本大賞表彰式

※「わたしの好きな本大賞」とは、甲が令和7年7月9日から9月12日まで作品を募集し実施する事業で、幼児から一般を対象とした好きな本への思いを文章またはイラストで表現するものである。文章・イラスト各部門において小学生以下及び中学生以上の大賞者を4名選出する。表彰式にて4名の大賞者を表彰する。

(エ) その他目的を達成するためのイベント

イ 当日の運営管理

(ア) 来場者や出展者、出演者及び近隣施設利用者等の安全確保のために万全の措置を講ずること。

(イ) 当日配布資料（会場内レイアウト、プログラム等）を作成すること。なお、想定される来場者数分を用意すること。

(ウ) 会場内において、来場者に読書の魅力が十分に伝わるようなPRや装飾等を実施すること。

(エ) 進行に必要なスタッフを配置すること。なお、出演者（司会・ゲスト等）の出演の手配から、当日の段取りの調整、出演料の支払いまで、乙がすべて行うこと。

(オ) 記念講演会やトークイベントを実施する際は、手話通訳や要約筆記の派遣、託児所の設置など、多様な参加者に配慮すること。

(カ) 事業の効果検証を行うためのアンケート等を実施すること。なお、アンケート等を実施するにあたって、個人情報の収集目的を説明し、利用目的及び第三者への提供など必要な項目について、本人の同意を得たうえで収集すること。

(キ) 本イベント（4(1)ア(ア)から(エ)及び4ウの各ブース等）への訪問者数を集計し、本イベント終了後5日以内に甲に報告すること。本イベントの終了後、速報値を報告すること。

ウ ブース等の設置

本よもうねっと MIE の会員による提案企画が開催できるブース等のスペースを設置すること。また、来場者の集客や動線なども工夫すること。開催日前に各個人や団体のための説明の場を設けること。なお、ブース等の出展希望に関する個人や団体への案内は甲が行うものとする。

エ その他

- (ア) 不測の事態に備え、事業開催に必要な保険に加入すること。
- (イ) その他の事項については、甲と協議すること。

(2) 会場設営関係業務

- ア 実施に向けて必要な準備、申請、調整事務を行うこと。また、申請手続等で費用が発生する場合は乙が負担すること。
- イ メインイベントの実施、ブース等の設置が可能なスペースを確保すること。
- ウ 申請手続が必要なものについては、事前に申請先等に相談を行い、余裕をもって申請手続を行うこと。
- エ 会場の設営、備品の借り上げ、撤去を行い、イベント終了後は原状復旧を図ること。
- オ 歩行者の導線を考慮して、会場内外の適切な場所にイベントや会場案内の看板を設置し、出展ブース等の表示を行うこと。
- カ 会場案内、雑踏整理、排出されたごみ等の処分を行うこと。
- キ イベントのPRに効果的なデザインや装飾等を行うこと。
- ク その他、会場準備や備品の借り上げ等、運営に必要な費用は乙の負担とする。

(3) 広報業務

- ア 来場者数は1,000人以上を目標とし、読書への関心の高低にかかわらず幅広く集客できるよう、効果的な周知・広報を実施するとともに、事前申込の必要性を含めて検討・提案すること。
- イ 開催案内用のチラシやポスターを1種類以上作成し、チラシを来場対象者に配布すること。また、各種広報媒体（SNSやWEB、市町の広報誌等）に広告を掲載することにより、集客を図ること。
- ウ 集客のための工夫や自らが有するノウハウ等について、提案すること。

(4) その他 実施に必要な業務

(5) 報告書の提出

実施後、20 日後又は契約期間満了日のいずれか早い日までに以下の成果品を提出すること。

- ・業務実績報告書紙媒体 2 部、
※周知・広報の実績、本イベントの概要及び当日の写真データ、アンケートの集計結果、本イベントの課題や改善案等、所要経費及び根拠書類
- ・データを入れた電子記憶媒体 1 部（ワード、エクセル又は PDF データ）
- ・ポスター、チラシ等の広報物
- ・その他、甲が指示するもの

5 業務進行に伴う条件等

- ・打合せについて

乙は、甲が求める随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整え、業務管理責任者または代理のものが必ず同席すること。

6 契約上限額

税込 2,961,475 円以内で企画提案を行うものとする。

※企画、運営、設営等にかかる費用や賃借料、需用費等についてはすべて委託料に含む。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、甲と協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を甲と協議しながら進めるものとし、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

甲は、必要に応じ、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、乙は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託を認めた場合、乙が再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel 形式など、甲において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

ア 乙は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

イ 乙は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び乙が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 乙は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

エ 乙は、その他関係法令を遵守すること。

オ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟及び調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権等

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、甲に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。

ウ 上記イの規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が乙以外の第三者に帰属している場合は、乙は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、甲に譲渡するものとする。

- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が乙に留保されている著作物については、甲が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、乙は、甲が成果品を利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- カ 甲は著作権法第20条第2項第号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 乙は、上記イ又はウに基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 乙が乙の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により甲に届けるものとし、甲は甲の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 甲に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、甲が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、甲から乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、乙は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、甲は当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を乙に委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとする。
- シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、甲・乙協議の上、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
- (ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。
- (イ) 甲が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- ス 上記サ及びシの規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) 留意事項

- ア 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 甲に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。
- イ 乙がアの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- ウ 甲は、乙が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- エ 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- オ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- カ その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 社会教育班

担当 中井 上杉

T E L 059-224-3322

F A X 059-224-3023

E-mail shabun@pref.mie.lg.jp